

令和2年度 グループホーム「まごころの家」 「まごころの家・こしばら」 「まごころの家・いんべ」事業計画

【基本理念】

グループホーム「まごころの家」

- ① 今日が一番良い日を実現します。
- ② 認知症及び介護技術をお互いに学び合う集団を目指します。

グループホーム「まごころの家・こしばら」

- ① その人らしさと共に生きる。
- ② 今日が一番 幸せな日。

グループホーム「まごころの家・いんべ」

- ① 今日が一番いい日
- ② 笑顔・安心・優しさのある暮らし

私たち4ユニットのグループホームは、上記の基本理念を基にご利用者の日々の生活を支援していきます。

1、 介護計画

- ① その人の思いを大切にされたケアプランを作成します。
- ② モニタリングを実施し「今ある力」を活かした介護計画を作成します。
- ③ その人の「今」を家族とともにサポートします。

2、 医療との連携

- ① 医療との連携を図り、適切な医療が受けられるように支援します。
- ② 重度化や終末期の在り方について、方針を定めます。

3、 地域とのつながり

- ① 地域交流を促進し、地域に密着した運営を行います。
- ② 地元自治会との連絡を密にし、地域行事への参加や協力をします。

4、 スタッフのスキルアップ

- ① 毎月自施設研修を行い、振り返り反省をし、次のステップにつなげます。
- ② 専門分野の研修に積極的に参加し、全スタッフでスキルアップ出来るよう努力します。
- ③ 4ユニットで意見交換の場を設け、切磋琢磨しより良いケアにつなげます。

5、 サービスの質の向上

- ① 2ヶ月に1回、運営推進会議を開催し、意見をサービスの向上に活かします。
- ② 自己評価を行うことで、サービスの見直しを行います。
- ③ 外部評価を受けることで、サービスの見直しを行います。

「まごころの家」は今年で19年、「まごころの家・こしばら」は16年、「まごころの家・いんべ」は5年を迎えました。地域の方に支えられ、ご家族にもご協力頂き、1年1年と経験を積み、充実したホームになりつつあるところです。

4ユニットは共に「選ばれる事業所」をめざして支援をさせて頂いております。また、地域の方の「困ったときのよりどころ」になりたいと思っております。そして「開かれたグループホーム」を目指して、これからも更に頑張っていきたいと思っております。

【年間行事予定】

グループホーム「まごころの家」「まごころの家・こしばら」「まごころの家・いんべ」

4月	桜見ドライブ
5月	母の日
6月	父の日
7月	七夕祭り
8月	夕涼み会(花火)
9月	敬老会
10月	秋の遠足
11月	紅葉見学(自由外出)
12月	クリスマス忘年会 ・餅つき
1月	新年会・初詣
2月	節分(豆まき)
3月	ひな祭り

※利用者誕生会(誕生月)

【研修計画】

1、 内部研修

- *認知症ケア(周辺症状)について
- *接遇マナーについて
- *プライバシー保護について
- *虐待防止・身体拘束排除について
- *権利擁護人間の尊厳)について
- *倫理及び法令順守について
- *事故発生子防・再発防止等、安全対策について
- *緊急時の対応について
- *非常災害時の対応について
- *感染症(熱中症)及び食中毒発生子防について
- *介護予防について
- *生活支援について
- *看取りケアについて

等

2、 外部研修

- *認知症介護実践研修「実践者研修」
- *認知症介護実践研修「実践リーダー研修」
- *認知症対応型サービス事業管理者研修
- *介護支援専門員実務従事者研修
- *権利擁護推進員養成研修
- *福祉職員キャリアアップ対応生涯研修(中堅職員コース)

等

【会議】

- ・職員会議(月1回)
- ・スタッフミーティング(随時)
- ・ユニット会議(随時)
- ・管理者会議(月1回)
- ・運営推進会議(2ヶ月に1回、年6回)

等

【実習生受け入れ予定】

- ・トリニティーカレッジ出雲医療福祉専門学校 9月 まごころ・こしばら各1名 1年生
- ・湖東中学校 11月 まごころ・こしばら各2名 2年生

等

【消防訓練】

- ・消防署指導の下、総合消防訓練(年2回) 5月・11月予定 (緊急時持ち出しリュック点検)

ヘルパーステーションまごころ 令和2年度事業計画書

(事業の目的)

要介護状態又は要支援状態にある高齢者のうち、居宅において介護を受けようとする者や障がい者の家庭に対して、訪問介護員等を派遣し利用者の要介護状態の軽減、及びその悪化の防止又は要介護状態への移行予防に資するため必要な介護を提供し利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営む事が出来るよう援助する事を目的とする。

(運営の方針)

事業所の訪問介護員は利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立った援助を行い、関係機関と連携を図りながら総合的、計画的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員および職務内容)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。

サービス提供責任者は事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成、各居宅への実績報告等を行う。

(緊急時における対処方法)

訪問介護員は、訪問介護を実施中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた時は速やかに管理者に連絡し、緊急マニュアルに沿って対応する。

(重点項目)

* 事業所の合言葉・・・笑顔で訪問 笑顔でヘルプ
心に寄り添い自立にむけた支援を行います。

* サービス内容の質の向上と統一

きめ細やかなサービスを提供する為月に1回のミーティングを開き、サービス内容の確認、ヒヤリ・はっとの検討等によりヘルパーの意志統一を図り、又責任者とヘルパー間での報告、連絡は携帯電話やメール等を使用し、早めの対応に心掛ける。

* 各関係機関との連絡・調整

特に居宅介護支援事業所及び、地域包括支援センターとの連携を密にし、情報の相互提供を行う。

(個人情報保護)

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した訪問介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドラインを遵守する。介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。又事業所の従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

令和2年度 事業計画

有 償

- 有償ボランティア・・・ 高齢者や障がいを持たれた方、福祉を必要とされている方に在宅で安心して暮らしていただけるよう生活支援を行います。
(掃除・洗濯・買物・外出の同行・草取り等)
- 有償サービス・・・ 介護保険ご利用の方が、保険では対応できない部分の支援を行います。(通院介助等)
- 訪問型子育てサポート・・・ 松江市委託事業で妊娠中や就学前のお子様がいいらっしゃる方からご依頼を受け、(保護者在宅中) 家事援助やお子様のお世話のためサポーターを派遣します。
- 市民電話相談・・・ 淋しい時、誰かと話したい時、ちょっと困っている時など、話し相手になることで少しでも安心して暮らしていただけるようお手伝いが出来ればと、祝祭日を除く毎週月曜日 10 時～16 時まで相談員が常駐しています。
- 機関紙発行・・・ まごころ通信を年 3 回発行 (1 回約 300 部)